

配偶者控除の見直しに関する考察

長谷川 真亜子

□推薦

指導教員 阿部 公一

20歳になると成人式というライフ・イベントを経験することになるが、国民年金への加入手続きをするということも重要なライフ・イベントである。加入者のことを被保険者と呼ぶが、国民年金の被保険者は、第1号から3号までの3種に区別されている。大学生の場合、第1号被保険者となる。勤め人で厚生年金や各種共済組合に加入している場合、第2号被保険者に区別される。また、第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養されている配偶者(被扶養配偶者)が対象となる。ただし、被扶養配偶者の年間見込み収入(給与収入)は130万円未満でなければならない。

「公的年金システム論」の授業の中で、第3号被保険者に付随する130万円の壁について解説すると、所得税のかからない給与収入の上限額である103万円と混同してしまう学生もみられた。このような教育経験から、公的年金の授業ではあるものの、関連事項として、初歩的な所得税の計算事例を取り入れることにした。簡単なモデルを作成して所得税を計算する際に、配偶者控除の制度も組み込む必要があることから、配偶者控除の仕組みや現状の動向なども解説してきた。

どうやら、長谷川さんが卒業研究に本テーマを選んだきっかけになったようだ。長谷川さんから、本テーマで卒業研究を進めていきたいという相談を受けた際、銀行に就職も決まっており、きっと定年まで働き続けるだろうから、配偶者控除制度の縮小派の立ち位置だろうと、勝手に誤解してしまった。しかし、指導を進めていくうちに必ずしもそのような立ち位置ではないことがわかってきた。公的年金システム論の授業で、第3号被保険者に付随する130万円の壁問題を試験問題に出したところ、長谷川さんの答案には、「専業主婦ばかりが悪いってわけではないと思う」というような記述がみられた。採点した際には、その真意は分からず、「授業中に専業主婦を批判した記憶もないし、制度自身に問題があるということが伝わらなかったのかなあ」と思い込んでいた。卒業研究の指導を進めていくうちに、あの一文が配偶者控除制度に対する長谷川さんの立ち位置を示していたのだということがようやく分かった。本卒業研究を執筆し終えた時点での配偶者控除制度に対する長谷川さんの意見は、第4章第3節や第5章から読み取ることができよう。

本テーマで卒業研究を進めていく際に、大きな壁に遭遇するだろう事は予測がついていた。大学生が卒業研究を執筆するテーマとしては、非常に専門的過ぎるテーマであり、参考となる文献も少

なく、あったとしても実務書ばかりで、それを読みこなして理解することも大変な努力を必要とする。また、卒業研究自体が単なる実務的な解説に止まらないようなアイデアを必要としていた。

このような経緯から、卒業研究の構成にアンケート調査を組み込むことを薦めた。定量的な調査よりも、深層心理を究明していくデプス調査を薦めた。デプス調査として個別対象者ごとにヒアリング調査を行ったことが、本卒業研究における最大の特徴である。ヒアリング調査を行う際に、個別対象者に年収を尋ねなければならない。それも大雑把な年収ではなく、正確な年収額を聞く必要があった。このような点から、協力してくれる方がいるかどうか不安であったが、なんとか5人の方から協力を得られたようである。ヒアリング調査を行う際に、個別対象者に対して、配偶者控除の仕組みに関する口頭説明もしなければならない。私が個別対象者役に扮して、ヒアリング調査の予行練習も繰り返し行った。ヒアリング調査に関しては、第4章をみてほしい。

本卒業研究のおわりに、長谷川さんは、「当たり前なことだが、結婚している人とそうでない人の考え方が異なるという点だ。5人にヒアリング調査を行っただけで違いが見えたため、それぞれの立場や暮らし方が何通りもあることに気付かされた。これを全国の社会人に置き換えて考えた場合、やはり見直しは一筋縄ではいかないのだろう」と述べている(第5章)。ヒアリング調査から、この点を実感することができたことは大きな収穫であろう。「あちらを立てればこちらが立たずの難事」であり、制度や政策を改正する際の困難極まりない調整点である。長谷川さんには、地域で活躍する銀行員として、今後の配偶者控除制度のゆくえに興味を持ち続けて欲しいと思う。